

仕 様 書

I 事業内容

1. 委託業務名

糸島市放課後子ども広場事業運営業務（以下「委託業務」という。）

2. 委託期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで。ただし、契約締結日から令和 7 年 4 月 30 日までの間を実施準備期間とする。

3. 子ども広場の実施場所

原則として、別紙「放課後子ども広場事業実施校一覧」に掲げる小学校（以下「実施校」という。）の運動場とする。

なお、必要に応じて、実施校の校長が許可する場合には、体育館等の学校施設を、また当該校区のコミュニティセンター長が許可する場合には、コミュニティセンター内の必要な施設を活用することができる。

4. 子ども広場の実施日及び実施時間

(1) 実施日

学校休業日及び給食がない日を除く平日を実施可能日とし、週の予定実施日数は各校 1 日以上、一月あたり 7 日程度とする。

また、開催日は実施校と協議して決定するものとし、事業実施日に天候等により実施が困難であると受注者が判断した場合は、中止することができる。

(2) 実施時間

実施校の放課時間から 16 時 45 分までとする。ただし、天候等により実施が困難であると受注者が判断した場合は、終了時間を早めることができる。

5. 子ども広場の対象児童

実施校に在籍する児童のうち、登録の意思を持ってスポーツ安全保険等の傷害保険またはそれに類する共済等（以下「傷害保険等」という。）に加入した者。

6. 子ども広場の参加費

参加費は無料とする。ただし、傷害保険等の掛金及び活動プログラムで必要となる教材費等に係る費用については、参加者から実費を徴収することができる。

7. 実施体制

委託業務の実施に係る受注者のスタッフ体制は、以下のとおりとする。

なお、現場責任者及び補助員については、運営に支障がない範囲において複数校を受け持つことができるものとし、統括責任者については、実施校での活動を必須としない。

| 配置人員 | | 従事内容等 |
|-------|---|--|
| 統括責任者 | 1人以上 | 統括責任者は次の業務を行う。 ▶ 事業の総括 ▶ ステークホルダーとの連絡及び調整 ▶ その他、委託業務の円滑な実施に関して必要な業務 ※教員、幼稚園教諭、保育士のいずれかの有資格者、もしくは子どもに関わる仕事の経験が5年以上の者であること。 |
| 現場責任者 | 各校1人以上 | 現場責任者は次の業務を行う。 ▶ 活動プログラムの企画立案 ▶ 児童の自由遊びや児童の体験活動に対する支援 ▶ その他、子ども広場の円滑な実施に関して必要な業務 ※小学校や放課後児童クラブ等において、子どもの指導経験を有する者であること。 |
| 補助員 | 南風小学校 3人以上 福吉小学校 1人以上 前原小学校 4人以上 | 補助員は次の業務を行う。 ▶ 実施場所における安全確保 ▶ 参加児童への安全指導及び助言 ▶ その他、現場責任者の業務の補助 ※地域住民やふくおか子育てマイスター、糸島市内のボランティア団体等で児童健全育成事業に関する活動する者を積極的に活用すること。 |

8. 交通手段

実施校で活動するスタッフは原則として、徒歩または公共交通機関を利用すること。

なお、スタッフの交通費については、受注者の負担とする。自転車又はバイク等を利用し実施校内への駐輪を希望する場合は、実施校の許可を得なければならない。

II 委託業務内容

1. 準備期間中の業務

(1) 事業に関する研修

受注者は、運営スタッフを対象に、人権、児童の安全確保、業務の遂行に係る研修を実施し、資質の向上に努める。

(2) 事業の実施に必要な物品等の調達

以下に挙げる物品等については、受注者が準備する。

なお、業務遂行のために調達した物品等の所有権については、委託契約終了後に発注者に帰属するものとする。

- ▶ 事業専用の連絡先（携帯電話等）
- ▶ 活動に必要な遊具等 ※実施校が認めた備品や体育用具等の貸与も可能とするが、その場合は、

学校長の指示に従い、倉庫等の開錠・施錠、原状回復を行うこと。

▶ 事業が開催されていること及びスタッフであることが分かる看板やユニフォーム等

(3) 事業の周知及び参加希望児童の募集

受注者は、チラシ等により実施校を通じて児童に事業を周知し、参加を希望する児童を募集する。

なお、参加申込手続きについては、実施校を経由することなく完結する方法によるものとする。

(4) 傷害保険等への加入及び加入児童名簿の作成

受注者は、参加を希望する児童の保護者から傷害保険等の掛金を徴収し、児童の保険加入手続きを行う。その際に傷害保険等へ加入した児童（以下「登録児童」という。）の名簿を作成する。

なお、個人情報に関する文書は、施錠可能な保管庫等に保管するものとし、これを取り扱う責任者を定めなければならない。

(5) 賠償責任保険への加入

受注者は、本業務の遂行に起因する損害賠償について保障する賠償責任保険へ加入する。

(6) 活動計画の作成及び周知

受注者は、実施校との調整を図りつつ令和7年5月の活動計画を作成し、登録児童へ周知する。

2. 事業の実施期間中の業務

(1) 活動計画の作成

受注者は、実施校の学校行事やカリキュラムを確認の上、毎月の活動計画を作成する。活動の内容については、児童が主体的な遊びや体験ができるものとし、受注者が独自で企画するプログラムも実施可能とする。

また、実施校一校あたり毎月2回程度を目標に子どもの健全育成に係る活動を行う糸島市内のボランティア団体等と連携したプログラムの実施に努めるものとする。

(2) 広報物の作成及び配布

受注者は、原則として月1回以上、月末までに翌月の開催予定や子ども広場での児童の様子等を記載した広報物を登録児童の保護者及び実施校の教員等に配布する。

なお、広報物には、作成者として受注者名を記載すること。

(3) 登録児童名簿の管理

受注者は、新たに登録を希望する児童があった場合には、登録児童の名簿に追加するなど、適宜登録児童名簿を更新し、引き続き管理する。

なお、登録児童の名簿については、発注者及び実施校と共有すること。

(4) 利用者アンケートの実施

受注者は、事業のブラッシュアップを目的に利用者（児童及び保護者）を対象としたアンケートを実施する。

なお、アンケート調査は毎年1回以上実施し、その結果等について発注者が指定する期限までに報告すること。

(5) 事業実施に係る報告

受注者は、期限までに以下の報告書を発注者に提出する。

なお、様式については指定しない。

| 区分 | 報告内容 | 提出期限 |
|----------|-------------------------|-----------|
| 契約関係 | 事業計画、スタッフの経歴、緊急連絡先等について | 契約締結後すぐ |
| 月次計画 | 開催予定日、活動内容について | 前月 20 日まで |
| 月次実績報告 | 実施日時、活動内容、参加児童数について | 翌月 14 日まで |
| その他 | ケガ、事故、施設の毀損等に係る報告 | 随時 |
| 利用者アンケート | 属性、満足度、改善すべき点等について | 毎年 3 月末まで |

(6) 苦情や問合せ等への対応

受注者は、子ども広場で起きた児童同士のトラブルや保護者からの苦情等に対して、迅速かつ適切に対応する。

3. 子ども広場の開催に関する業務

受注者は、必要なスタッフを配置し、以下の業務を行う。

(1) 開始前及び開始時

- 開催場所の安全確認
- 事業に必要な物品の準備
- 参加児童の受付（早帰りの有無の確認を含む）

(2) 開催時

- 主体的な活動のきっかけ作り
- 活動の見守り
- 事故防止のための安全指導

(3) 参加児童の下校時

- 児童のケガやトラブル事案の確認
- 早帰りへの対応 ※見送りは校門まで
- 放課後児童クラブへの児童引継ぎ ※該当児童がある場合のみ

(4) 開催終了後

- 児童の忘れ物、落とし物の確認及び保管
- 物品等の片付け
- 開催場所のゴミ拾い ※運動場以外の学校施設等を利用した場合は清掃作業を行うこと
- 苦情や問合せ等への対応

(5) ケガ等の発生時

ケガ等が発生した場合は、応急処置や医療機関への搬送等、直ちに適切な措置を講じるとともに、その内容を速やかに発注者及び保護者へ連絡する。

また、処置を行った場合は、ケガ等の程度に関わらず必ず記録をすること。

III その他

1. 委託業務に係る留意事項

(1) 受注者は、委託業務の履行にあたって発注者と綿密な情報交換を行うとともに、発注者が行う事業改

善に係るヒアリング等に協力する。

(2) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することはできない。

(3) 受注者は、委託業務によって知り得た個人情報を委託業務の目的外に使用することはできない。

また、委託期間終了後も同様とする。

(4) 委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害については、発注者の責に帰すべきものを除き、全て受注者の責任において処理する。

(5) この仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者との間で協議のうえ定める。

以上

放課後子ども広場事業実施校一覧

| | 学校名 | 児童数 | 登録児童数 ※1 | 参加児童数 ※1 | 備考 |
|---|-------|------|-------------|-------------|--|
| 1 | 南風小学校 | 446人 | 120人 | 42人 | ・児童クラブ利用 92人 (21%) ・子ども広場事業実施中 |
| 2 | 福吉小学校 | 204人 | 55人 | 20人 | ・児童クラブ利用 33人 (16%) |
| 3 | 前原小学校 | 798人 | 215人 | 75人 | ・児童クラブ利用 193人 (24%) ・学校敷地外の児童クラブまで 約 300mの送迎が必要 ※2 |

※1 登録児童数及び参加児童数は、南風放課後子ども広場事業の実績からの見込み数

※2 前原3児童クラブ(旧子育て支援センター:すくすく)の利用児童が子ども広場に参加する場合には、児童の引き渡し方法等を児童クラブと調整の上、子ども広場スタッフによる送迎を行うこと。

その他特記事項

実施校には、事業専用の屋外物置(6㎡程度)及び事務スペース(開催日の13時から17時まで使用可能、鍵付き事務用キャビネットあり)を設置する。